

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

規則

- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則 第70号 (建築指導課) 1

告示

- 愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例別表第3に規定する博物館その他の施設として知事が定めるもの等 第388号 (文化芸術課) 2
- 漁船損害等補償法による付保義務の発生 第389号 (水産課) 2
- 解除予定保安林 第390号 (森林保全課) 2
- 解除予定保安林 第391号 (同) 2
- 指定施業要件変更予定保安林 第392号 (同) 3
- 道路の区域の変更 第393号 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 第394号 (同) 3

選挙管理委員会告示

- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消し 第29号 (選挙管理委員会事務局) 4

公告

- 大規模小売店舗の変更の届出 (商業流通課) 4
- 土地改良区の役員の住所変更 (農地計画課) 6
- (豊橋開拓土地改良区)
- 公共測量の実施 (用地課) 6
- 都市計画風致地区の関係図書の縦覧 (公園緑地課) 7
- 開発行為の許可に基づく工事完了 (建築指導課) 7
- 落札者等の公示 (経営課) 7
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (生活安全総務課) 8
- 落札者等の公示 9

一部事務組合

- 臨時愛知県競馬組合議会の招集 (愛知県競馬組合) 9

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二十三日

愛知県知事 大村 秀章



愛知県規則第七十号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十六年愛知県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表(四)項中「第六十条の二第一項第三号」の下に「第六十条の二の二第一項第一号若しくは第三項ただし書」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

愛知県告示第388号

愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例（昭和46年愛知県条例第6号。以下「条例」という。）別表第3の規定に基づき、博物館その他の施設で知事が定めるもの等を次のように定め、令和2年11月22日から施行する。

令和2年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 条例別表第3常設展示の項に規定する博物館その他の施設で知事が定めるものは、次の表に掲げる施設とする。

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
清洲城主閣	清須市朝日城屋敷1番地1
名古屋市志段味古墳群歴史の里古墳案内施設	名古屋市守山区大字上志段味字前山1367番地

- 2 条例別表第3常設展示の項に規定する知事が定める方法は、条例第5条の2第1項に規定する観覧料(条例第6条第1項に規定する条例第5条の2第1項の展示物の観覧に係る料金を含む。)で常設展示に係るものと前項の表に掲げるいずれかの施設の観覧に係る料金を併せて納付する場合に交付される観覧券で交付を受けた日から起算して6か月を有効期間とするものによる観覧とする。

- 3 条例別表第3常設展示の項に規定する知事が定める額は、次の表に定めるとおりとする。

区 分	単 位	観覧料の額
大学生又は高校生	1人1回につき	160円
その他の者	1人1回につき	240円

愛知県告示第389号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、吉田加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和2年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県告示第390号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 解除予定保安林の所在場所
北設楽郡豊根村上黒川字長野11の11（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県農林基盤局林務部森林保全課及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第391号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 解除予定保安林の所在場所
北設楽郡豊根村上黒川字長野11の11・11の12（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県農林基盤局林務部森林保全課及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第392号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
豊橋市西赤沢町字堀尻15の8、15の12から15の16まで、15の19、15の20、16の3から16の5まで、16の7、16の8、39、39の1から39の4まで、39の6から39の14まで、55の7から55の10まで、136、136の2、136の3、136の5、136の6、157、157の1から157の3まで、字東浦73の5、73の6、110、110の1から110の3まで、東赤沢町字浜屋敷10の1、10の2、99の1、102の1から102の5まで、102の7、102の10、102の12、159の1、159の1の1、161の1から161の3まで、161の5、161の7、161の14、161の16、161の17、163の1、168の1、169の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県農林基盤局林務部森林保全課及び豊橋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区間	敷地の幅員	延長
県道	豊田明智線	旧	豊田市平戸橋町波岩66番2地先から同59番7地先まで	m 12.0～15.0	km 0.099
		新	同	12.0～21.0	同

愛知県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	平畑土岐線	豊田市市場町長田1431番地先から同小原町コイダワ2番5地先まで	令和2年10月23日

選挙管理委員会告示

愛知県選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき指定した施設の長が不在者投票管理者となる次の施設について、令和2年10月14日指定の取消しをした。

令和2年10月23日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

名 称	所 在 地
岡崎市立愛知病院	岡崎市欠町字栗宿18番地1

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和2年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和リース株式会社
大阪府中央区農人橋二丁目1番36号
代表取締役 森田 俊作
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス東郷店
愛知県東郷町大字春木字白土89番2ほか8筆
- 3 大規模小売店舗の変更の日
縦覧による。
- 4 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称及び所在地	ドミー東郷店 愛知県東郷町大字春木字白土89番2ほか8筆	ドラッグコスモス東郷店 愛知県東郷町大字春木字白土89番2ほか8筆
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社ドミー
	代表者の氏名	代表取締役 梶川 志郎
	住所	岡崎市大平町字八ツ幡1番地1
	その他小売業を行う者	なし
		株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階 変更前に同じ

- 5 大規模小売店舗の変更の理由
店舗名称の変更並びに小売業者の代表者の変更及び入退店のため。
- 6 届出の日
令和2年9月23日
- 7 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- 8 届出等の縦覧の期間及び時間
令和2年10月23日（金）から令和3年2月24日（水）まで（日曜日、土曜日、令和2年12月29日から31日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- 9 意見書の提出期限及び提出先
令和3年2月24日（水）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

令和2年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

1(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニー株式会社
稲沢市天池五反田町1番地
代表取締役 関口 憲司

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ稲沢店
稲沢市天池五反田町1番地

(3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

(4) 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届出事項		変更前	変更後
施設の配置に関する事項	駐車場	縦覧による	縦覧による
	位置	縦覧による	縦覧による
	収容台数	2,622台	2,084台
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻	午前10時（年間3日午前9時）	午前9時
	小売業を行う者の閉店時刻	午後9時	午後10時
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時（年間3日午前8時）から午後10時（一部翌日午前1時）まで	午前8時30分から午後10時30分まで
	駐車場の自動車の数	93箇所	70箇所
	出入口	位置	縦覧による
		縦覧による	縦覧による

(5) 大規模小売店舗の変更の理由

営業計画変更及びバイパス道路新設のため。

(6) 届出の日

令和2年8月28日

(7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和2年10月23日（金）から令和3年2月24日（水）まで（日曜日、土曜日、令和2年12月29日から31日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先

令和3年2月24日（水）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社
大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
代表取締役 森田 俊作

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス東郷店
愛知郡東郷町大字春木字白土89番2ほか8筆

(3) 大規模小売店舗の変更の日

令和2年11月21日

(4) 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
施設の運営方法に関する事項 小売業を行う者の開店時刻	午前10時（年間90日午前9時30分）	午前9時
小売業を行う者の閉店時刻	午後8時（年間90日午後9時）	午後9時45分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後8時30分まで（年間90日午前9時から午後9時30分まで）	午前8時30分から午後10時まで
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前8時から午後2時まで	午前6時から午後10時まで

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
消費者の利便性向上のため。
- (6) 届出の日
令和2年9月23日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和2年10月23日（金）から令和3年2月24日（水）まで（日曜日、土曜日、令和2年12月29日から31日まで及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
令和3年2月24日（水）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、豊橋開拓土地改良区の役員が次のように住所を変更した旨の届出があった。

令和2年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

理事 森下 秋吉 豊橋市西幸町字笠松66-5(1)

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
愛西市及び弥富市	令和2年10月1日から 令和3年3月31日まで	公共測量（水準測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛知県新城設楽建設事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
北設楽郡東栄町大字足込	令和2年10月19日から 令和2年11月30日まで	公共測量（基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、一宮市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
一宮市	令和2年9月30日から 令和3年3月19日まで	公共測量（道路台帳補正業務）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、西尾市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
西尾市	令和2年9月24日から 令和3年3月30日まで	公共測量（空中写真撮影及び写真地図作成）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、東郷和合知々釜土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
東郷町大字和合字知々釜	令和2年10月5日から 令和2年12月31日まで	公共測量（4級基準点測量）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり一般の縦覧に供する。

令和2年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 都市計画決定権者の名称
岡崎市
- 2 都市計画の種類及び名称
西三河都市計画風致地区竜城風致地区
西三河都市計画風致地区竜宮風致地区
西三河都市計画風致地区南部風致地区
- 3 縦覧場所
愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課及び岡崎市役所

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和2年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許 可 年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
31西建 44-39	令和 1.12.27	株式会社ハマキョウレックス 代表取締役社長 大須賀秀徳	浜松市南区寺脇町1701-1	みよし市打越町新池浦94ほか7筆
2尾建 96-19	2. 4. 30	グランドデザイン株式会社 代表取締役 長谷川 望	名古屋市千種区京命一丁目9-9	あま市坂牧阿原69-1ほか2筆
2西建 44-5	2. 5. 28	富士開発株式会社 代表取締役 加藤 勝	豊田市竹元町南嶋132	みよし市打越町小林45-1及び45-2
2尾建 96-66	2. 7. 17	株式会社三陽製作所 代表取締役 鈴木 清貴	丹羽郡大口町豊田2-107	丹羽郡大口町仲沖2-45-1ほか6筆

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和2年10月23日

愛知県病院事業管理者
病院事業庁長 高橋 隆

[契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地]
あいち小児保健医療総合センター 大府市森岡町七丁目426番地

[掲載順序]

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続
- ⑥入札公告を行った日
- ①あいち小児保健医療総合センターで使用する電気 6,834,300kWh（予定） ②令和2年8月25日 ③名古屋市中区東新町1番地 中部電力ミライズ株式会社 ④基本料金のうち常用線基本料金にあっては

1キロワット1月当たり700.00円、自家発補給基本料金にあたっては1キロワット1月当たり1809.24円、予備電源基本料金にあたっては1キロワット1月当たり111.10円、電力量料金1キロワット時当たり13.82円（10月から6月まで）及び14.81円（7月から9月まで） ⑤一般競争入札 ⑥令和2年7月10日
 ①小児用体外設置式補助人工心臓駆動装置 2台 ②令和2年9月30日 ③神戸市中央区港島南町1-5-5 株式会社カルディオ ④80,960,000円 ⑤一般競争入札 ⑥令和2年8月18日

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項第1号の規定によって、同法第2条第1項第2号の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のように行います。

令和2年10月23日

愛知県公安委員会委員長 岩瀬 隆 広

1 講習の実施期日、予定人員、受講受付期間及び受講手続期間

区分	実施期日	予定人員	受講受付期間	受講手続期間
2号	令和2年12月1日（火）から同月8日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで	18人	令和2年11月4日（水）から同月6日（金）までの午前9時から午後5時まで	令和2年11月16日（月）から同月20日（金）までの午前9時から午後5時まで

2 講習を受講できる者

実施期日において、次のいずれかの要件（以下「受講要件」という。）に該当する者

- (1) 最近5年間に講習に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上であること。
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る警備業法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けていること。
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事していること。
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る旧検定規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者又は旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事していること。

3 実施場所

一般社団法人愛知県警備業協会 会議室（名古屋市中区栄三丁目8-21 伊勢町平和ビル）

4 受講受付

受講を希望する者は、愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課警備業係の受付専用電話に受講申込みを行い、受付番号を取得してください。

なお、1回の電話で申し込むことができる人数は1人とし、電話申込みの際に受講要件のいずれに該当するかを聴取しますので、受講要件を確認の上で申込みをしてください。

また、受講受付期間中であっても申込人員が予定人員に達した場合は、受講受付を締め切るものとします。

受付専用電話番号 （052）954-4031

5 受講手続

(1) 受付番号を取得した者は、愛知県内の警察署で受講の手続をしてください。

(2) 手続に必要な書類等

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 2の(1)に該当する者にあつては、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書）及び履歴書 各1通

ウ 2の(2)に該当する者にあつては、1級検定の合格証明書の写し 1通

エ 2の(3)に該当する者にあつては、2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書） 各1通

オ 2の(4)に該当する者にあつては、旧1級検定の合格証の写し又は旧2級検定の合格証の写し及び当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書） 各1通

カ 写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートル。裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。） 2枚

6 受講手数料の納付

38,000円分の愛知県証紙を証紙貼付書（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第53条第1項に規定する証紙貼付書をいう。）に貼って、講習の初日に納付してください。

なお、一旦納付された手数料は、原則として返還しません。

7 その他

受講受付期限を過ぎても申込人員が予定人員に満たない場合は、予定人員に達するまで又は受講手続期間終了まで受講申込みを受け付けますので、愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課警備業係にお問い合わせください。

8 問合せ先

愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課

電話（052）951-1611 内線3283・3284

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和2年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥入札公告を行った日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県会計局調達課 名古屋市中区三の丸三丁目1-2

①特種用途自動車（水槽付消防ポンプ自動車） 1台 ②令和2年9月29日 ③兵庫県三田市テクノパーク1番地の5 株式会社モリタ ④39,796,560円 ⑤一般競争入札 ⑥令和2年8月18日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県警察本部総務部会計課 名古屋市中区三の丸二丁目1-1

①車両情報照会システム機器の賃貸借 一式 ②令和2年10月1日 ③東京都港区港南2-15-3 N E C キャピタルソリューション株式会社 ④69,566,400円 ⑤一般競争入札 ⑥令和2年8月21日

一部事務組合

愛知県競馬組合告示第6号

令和2年11月2日午後4時10分臨時愛知県競馬組合議会を名古屋競馬場会館会議室に招集する。付議事件は、次のとおりである。

令和2年10月23日

愛知県競馬組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

令和2年度愛知県競馬組合一般会計補正予算

特定事業契約の変更について

